

午後 2時30分開議

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に入ります。

◎日程第1 議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（永井一行君） 日程第1、議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましては、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第23号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

堤議員。

○1番（堤 宏康君） 議長のお許しを得ましたので、議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての賛成の立場から討論をいたします。

これまで、昭和村議会の議決すべき事件に関する条例による議会の議決すべき事件は、第2条に第1項「村長が村の総合的、かつ、計画的な村政を図るための基本構想の策定及

び変更並びに廃止をするとき」、第2項「定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止を求める通告に関すること」とあり、いずれも本村にとって極めて重要な事件であります。

今回、これらの事件と並び、第3項として「村立学校設置のための基本構想の策定及び変更並びに廃止をするとき」が加えられ、議会としての権限が拡大することと理解いたしました。

賛成する理由は大きく2点あります。

1点目はまず、話合いの場面転換が行われること。昭和村統合小中学校推進協議会による教育の理想を含む調査、候補地の評価といった協議の場から、執行機関である村長と議決機関である議会による協議の場、協議会の意向は尊重しつつも村の現実を直視し、結論づける必要のある村政の場へと場面が移る点を示唆した点、これが大きく評価すべき点と思います。

2点目として、議会としての役割が一層明確になったこと。議会の権限、責任が明文化されました。一般的に、学校設置条例に関連する予算案の審議以前の計画の段階から議会がこれまで以上に関わる必要性があります。チェック機関としての議会の役割を一層明らかにした点、これらの点は大いに評価すべき点と思います。

一方で、懸念点もあります。

基本構想には、建設地、建設費の総額が含まれるものといった認識です。建設費については、住民説明会、パブリックコメント等の実施、また、広報しょうわ、ホームページはもとよりできるだけ多くの情報伝達手段を活用し、周知し、多くの住民の方々にご理解、ご協力をいただけるよう取り組んでいただきたいと思います。また、現実的に、開校目標年度に開校できるような建設地であることも重要な要素と思います。場合によっては、村当局として協議会の提案を尊重しつつも、第14回、第15回の協議会資料の中に散見されますこれまでの評価項目にない新たな視点も考慮し、早い段階で外れた候補地も含み、村当局による候補地の再評価も重要な作業というふうに思います。

次に、財政面に関しては、過日の常任委員会でも質問いたしましたが、建設地が当初見込みを大幅に上回っても本村が財政的に耐えられるのか懸念されます。村民に負担を強いることがないよう、多方面による試算、シミュレーション等を実施し、本村として建設可能な基本構想を示していただきたいと思います。

懸念点もありますが、村立学校設置のためには、大変重要な条例であると理解いたしましたので、賛成の立場といたします。

以上で討論を終わります。

○議長（永井一行君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号 昭和村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第26号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号 令和8年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第27号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第27号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第27号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第28号 令和8年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第４、議案第28号 令和８年度昭和村下水道事業会計補正予算（第１号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第28号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号 令和８年度昭和村下水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第２９号 ホイールローダー除雪仕様車購入契約の締結について

○議長（永井一行君） 日程第５、議案第29号 ホイールローダー除雪仕様車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第29号 ホイールローダー除雪仕様車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、ホイールローダー除雪仕様車の購入契約の締結であります。

6月9日に一般競争入札を実施し、落札者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

ホイールローダーの購入は、かねてより村内建設業者からの要望であり、村内業者が減少する中、除雪作業の持続と各社の維持経費の負担軽減を図るため、村で購入し、業者への貸与を考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号 ホイールローダー除雪仕様車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

◎日程第 6 発議第 1 号 県道昭和インター線の早期開通及び道路照明設備の整備を求める意見書について

○議長（永井一行君） 日程第 6、発議第 1 号 県道昭和インター線の早期開通及び道路照明設備の整備を求める意見書について、提出者から趣旨説明を求めます。

4 番議員、倉沢つかさ君。

○4 番（倉沢つかさ君） 発議第 1 号 県道昭和インター線の早期開通及び道路照明設備の整備を求める意見書について。

地方自治法第99条及び昭和村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 12 日提出。

昭和村議会議長、永井一行様。

提出者、倉沢つかさ。

賛成者、佐藤好美、加藤生、藤井貞充、阿部孝司、林幸司。

それでは、意見書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

県道昭和インター線の早期開通及び道路照明設備の整備を求める意見書。

群馬県におかれましては、県民生活の向上と地域経済の発展を支える社会基盤整備に積極的に取り組まれ、本村を含む地域の発展と住民福祉の向上に多大な貢献をされていることに深く敬意を表するものであります。

さて、県道昭和インター線バイパス整備事業は、関越自動車道昭和インターチェンジへのアクセス向上を図るとともに、利根沼田地域における広域交通ネットワークの強化、物流の円滑化及び地域経済の活性化に大きく寄与する重要な事業であります。

また、同路線沿線においては、夜間の照明環境が十分とはいえず、交通事故防止はもとより、地域住民が安全かつ安心して通行できる生活環境の確保や防犯対策の観点からも道路照明設備の整備が求められています。

つきましては、地域住民の安全・安心の確保及び広域交通機能の向上を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記。

1、県道昭和インター線バイパスの早期全線開通に向け、事業を重点的に推進すること。

2、県道昭和インター線バイパス整備に併せ、交通安全の向上及び防犯環境の充実を図るため、道路照明設備の整備を推進すること。

以上、本村の実情をご賢察いただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月12日。

昭和村議会議長、永井一行。

群馬県知事様、群馬県議会議長様、群馬県県土整備部長様。

以上、趣旨をご理解いただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号 県道昭和インター線の早期開通及び道路照明設備の整備を求める意見書についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で議員提案を終わります。

◎日程第 7 委員長報告について

○議長（永井一行君） 日程第 7、委員長報告について、文教産建常任委員長から報告を求めます。

文教産建常任委員会委員長、倉沢つかさ君。

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君） 令和 8 年 6 月定例会委員長報告。

文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました請願等の審査経過と結果について、会議規則第 94 条第 1 項の規定によりご報告申し上げます。

6 月 8 日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件 2 件について慎重審査をいたしました。

まず、受理番号 49 号 昭和村総合運動公園、多目的グラウンドの人工芝化に関する請願書ではありますが、前回からの継続審査であり、今定例会までの間に、みなかみ町への先進地視察を実施するとともに、委員各自が調査研究を重ねてまいりました。

人工芝化については、利便性の向上や維持管理の効率化が期待できる一方で、多額の事業費を要することが課題として挙げられています。また、現在の多目的グラウンドは各種スポーツのほか、消防団などが訓練等にも利用されており、人工芝化によっては一部利用に支障が生じることも懸念されます。

これらを踏まえ、慎重に審査した結果、賛成多数により趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

次に、受理番号 54 号 椽久保地区の村道中田松原線と側道 9 号線側溝へ溝蓋設置を求める請願書ではありますが、まず、現地調査を行い、状況等を確認いたしました。また、請願者である椽久保区長及び紹介議員から説明を受けました。その内容は、両路線とも急勾配で一部幅員が狭く、カーブも多いため、蓋のない側溝が通行車両にとって危険な状態となっていること、さらに落ち葉や土砂が多量に流入し、毎年実施している道路愛護作業にも大きな負担となっていることから、区民総意として溝蓋の整備を要望するものであります。

これらを踏まえ、慎重に審査した結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

当委員会に付託されました請願等の案件につきましては以上であります。

以上、申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ここで、お諮りいたします。

所管の委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、委員長報告のとおり決定いたします。

◎日程第８　議員派遣について

○議長（永井一行君）　日程第８、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日、変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣をするこ
とに決定いたしました。

◎日程第９　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永井一行君）　日程第９、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と
いたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75
条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、継続審査及び調査の申出がありま
した。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審

査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 10 字句等の整理委任について

○議長（永井一行君） 日程第10、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（永井一行君） 以上で、本日の定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

村長。

○村長（高橋幸一郎君） 議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第2回議会定例会が無事閉会でき、提案いたしました議案につきまして、いずれも原案どおり可決、承認を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、先日、厚生労働省が公表した令和7年の人口動態統計によると、国の合計特殊出生率が過去最低となる1.14となりました。前年の令和6年より0.01ポイント下がり、低下は10年連続となりました。日本全体で人口減少や少子高齢化の波は一層深刻さを増しており、本村におきましても出生数は減少し続けております。この問題を最重要課題として捉え、子育て世代の負担軽減や学校や保育園の統合問題など、教育環境の整備、定住対策などに力を注ぎ、村民の皆様が将来にわたり安心して幸せに暮らせる村づくりに、引き続き全力で取り組んでまいります。

結びに、梅雨入りしましたが、本格的な夏に向かい、蒸し暑い日が多くなっていきます。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励され、ご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（永井一行君） これにて、令和8年第2回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして、誠にご苦労さまでした。

ありがとうございました。

午後 2時55分閉会